

第 1 号 議 案

令 和 4 年 度

亀 岡 市 一 般 会 計 補 正 予 算 ( 第 2 号 )

## 令和4年度亀岡市一般会計補正予算（第2号）

令和4年度亀岡市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

2,430,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41,086,800千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和4年6月6日提出

亀岡市長 桂川孝裕

# 第1表 歳入歳出予算補正

## 1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
14 使用料及び手数料		千円 682,747	千円 400	千円 683,147
	1 使用料	254,211	400	254,611
15 国庫支出金		6,293,372	1,027,885	7,321,257
	1 国庫負担金	3,513,433	164,046	3,677,479
	2 国庫補助金	2,755,853	863,839	3,619,692
16 府支出金		3,216,718	852,532	4,069,250
	2 府補助金	1,603,158	852,532	2,455,690
19 繰入金		3,074,542	11,907	3,086,449
	2 基金繰入金	3,026,602	11,907	3,038,509
20 繰越金		1,000	287,076	288,076
	1 繰越金	1,000	287,076	288,076
21 諸収入		389,345	6,400	395,745
	6 雑入	363,336	6,400	369,736
22 市債		2,663,600	244,400	2,908,000
	1 市債	2,663,600	244,400	2,908,000
歳入合計		38,656,200	2,430,600	41,086,800

2 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 6,610,254	千円 299,317	千円 6,909,571
	1 総務管理費	5,457,911	276,617	5,734,528
	7 環境交通対策費	438,897	22,700	461,597
3 民生費		14,498,701	146,182	14,644,883
	1 社会福祉費	7,817,924	104,942	7,922,866
	2 児童福祉費	5,461,339	32,240	5,493,579
	4 災害救助費	4,000	9,000	13,000
4 衛生費		3,613,875	246,988	3,860,863
	1 保健衛生費	1,887,763	242,948	2,130,711
	2 清掃費	1,726,112	4,040	1,730,152
6 農林水産業費		1,177,906	866,662	2,044,568
	1 農業費	933,938	864,781	1,798,719
	3 林業費	81,210	1,881	83,091
7 商工費		627,785	188,971	816,756
	1 商工費	627,785	188,971	816,756
8 土木費		3,193,065	431,799	3,624,864
	2 道路橋梁費	1,038,341	60,599	1,098,940
	4 都市計画費	1,862,784	371,200	2,233,984
9 消防費		1,170,709	19,100	1,189,809
	1 消防費	1,170,709	19,100	1,189,809
10 教育費		3,328,179	231,581	3,559,760
	1 教育総務費	337,836	△229	337,607
	2 小学校費	1,353,900	24,470	1,378,370
	4 幼稚園費	83,874	800	84,674

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	5 社会教育費	843,995	206,540	1,050,535
歳 出 合 計		38,656,200	2,430,600	41,086,800

第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
児童福祉施設整備事業	千円 61,600  (ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起すことができる。	5%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の債権者とは協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 101,400  (ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起すことができる。	5%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の債権者とは協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
道路橋梁整備事業	490,100 "	"	"	"	516,300 "	"	"	"
都市計画事業	379,300 "	"	"	"	545,500 "	"	"	"
消防施設整備事業	42,400 "	"	"	"	54,600 "	"	"	"
計	2,663,600				2,908,000			